

令和 8 年度事業計画書

公益財団法人労災保険情報センター（以下「当財団」という。）は、労働災害に係る補償制度及び療養補償として行われる医療の適正な実施及び充実に資するため、労働者、事業主及び労災指定医療機関等その他の関係者に対する協力援助並びに情報提供を行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

この目的を実現するため、令和 8 年度は、労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）、労災診療補償保険事業（以下「補償保険事業」という。）、情報普及事業、労災保険制度支援等推進事業（以下「支援等推進事業」という。）及び労災診療互助事業（以下「互助事業」という。）を実施する。

これらの事業の実施に当たっては、公益財団法人としての責務と役割を十分踏まえ、円滑、効果的・効率的な事業運営を図る。

なお、令和 7 年 4 月に改正施行された公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等（以下「認定法等」という。）への対応を適切に行う。

1 公益目的事業

(1) 援護事業

当財団と援護事業に係る貸付契約を締結した労災指定医療機関等（以下、労災指定医療機関等を「指定医」という。）が国に請求した労災診療費相当額に係る立替払を、引き続き円滑かつ着実に実施する。

令和 8 年度の立替払額は、約 2,100 億円を見込んでいる。

また、国及び医師会等関係機関と緊密に連携し、援護事業の一層の周知を図る。

加えて、被災労働者の保護を図るため、援護事業を周知する取り組みの一環として、地方厚生局が指定した保険医療機関に対し、都道府県労働局への労災保険に係る指定申請を行うよう働きかけるとともに、指定医を対象とした労災保険制度の周知啓発のための研修会を開催する。

(2) 補償保険事業

当財団と労災診療補償保険支援に係る契約（以下「補償保険支援契約」という。）を締結した指定医（以下「補償保険支援契約医」という。）が、労災保険（国）に請求して不支給となった診療費について、健康保険等に請求した際に生じる差額を補償する補償保険金の支払を、引き続き迅速かつ適正に実施する。

また、補償保険金請求についての問い合わせに対しては、懇切丁寧な対応に努め、的確な保険金の支払に資するとともに、保険業法等関係法令の遵守を図るための職員研修についても引き続き実施する。

なお、令和 8 年度の保険料収入は約 7 億 9,000 万円、保険金支払額は約 6 億 7,700 万円を見込んでいるが、認可特定保険業として、健全な財務状況を確保するため、保険料の見直し及び保険金支払限度額設定等の方策の検討並びに準備作業を行う。

(3) 情報普及事業

ア 労災診療費算定実務研修会（以下「実務研修会」という。）事業

労災診療費算定基準の正しい理解と労災診療費の適正な請求を実現するため、指定医の医療事務担当者等を対象とする実務研修会を都道府県労働局、都道府県医師会等関係機関と連携の上開催する。令和8年度は、54か所での開催、10,000名の参加を見込んでいる。

なお、令和8年度には労災診療費の改定が予定されていることから、開催に当たっては、集合開催、オンライン開催によるなど、より効果的かつ効率的なものとなるよう柔軟な対応に努める。

イ 広報事業

労災保険制度全般に関する情報等を広く普及させるため、当財団ホームページを活用し、各種情報等を提供するとともに、労災保険制度等に関してホームページを経由して送付された電子メールによる相談・質問について、引き続き的確に回答する。

2 収益事業等

(1) 支援等推進事業

ア 図書の出版販売の事業

労災保険制度、労災医療等に関する書籍を発行するとともに、各種情報を提供する広報誌「季刊ろうさい」を引き続き年4回発行する。

発行書籍等については、その内容に沿った広報に努めるとともに、リーフレットの作成、医学関係情報誌等への広告の掲載及び医療機関へのダイレクトメールの送付などの営業活動を行い、販売の促進を図る。

令和8年度の図書発行は、労災診療費の改定が予定されていることから、「労災診療費算定実務講座」及び「労災診療費算定基準早見表」をはじめ4種類を見込んでいる。

イ 国、医師会、医療機関及び事業主等（以下「依頼主」という。）からの受託等の事業

依頼主からの受託等については、当財団が受託可能な調達案件に係る情報収集、入札参加の検討及び応札を行うなどにより受託の増加を図る。

「労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検業務」については、引き続き的確かつ効率的な遂行に努める。

また、講演及び研修については、講師陣の充実に努め、講師及び講演内容を紹介するためのパンフレットを都道府県医師会等関係団体へ持参の上、説明するなどして周知を図るとともに、引き続きホームページへの掲載及び電子メールでの申込受付を行うなど、医療機関以外にも営業対象を拡大して事業展開を図ること等により実施回数増加に努める。

(2) 互助事業

補償保険支援契約医の相互扶助を図るため、引き続き安定的かつ継続的に以下の事業を行う。

ア 長期運転資金貸付金貸付事業

補償保険支援契約医の経営改善に資するため、本事業の周知に努めるとともに、長期運転資金貸付の健全な事業実施を確保するための取組を進め、適正かつ円滑な運営を図る。

イ 振興助成事業

労災医療に関する知識の付与と資質の向上を図るため、都道府県医師会が指定医を対象に実施する研修に助成する。

ウ 事業運営費補助事業

補償保険支援契約の促進等を図るため、都道府県医師会に対し、事業運営費を補助する。

エ 普及等促進事業

補償保険支援契約医に対し、労災診療費等に関する情報の周知を図るため、参考図書を配付するとともに、実務研修会への参加助成を行う。

3 その他

(1) 指定医に対する契約勧奨

指定医に対する支援をさらに推進するため、ダイレクトメール、実務研修会の場での説明などを通じて援護及び補償保険支援契約の勧奨に取り組む。

(2) 職員資質の向上

ガバナンス及びコンプライアンスの強化のため、担当職員を対象とした公益法人制度及び会計基準改正に係る外部研修の受講、外部講師を活用したハラスメント研修を全職員に受講させることにより職員資質の向上に努める。

また、情報管理のために取得した情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS ISO/IEC 27001:2022/JIS Q 27001:2023）の運用に当たっては、ISMS運用計画書に基づき、外部講師による情報セキュリティ研修を全職員に受講させる。

また、事業継続計画（BCP）を実施可能なものとする体制構築のため、全職員に対して当財団の業務に必要な各種資格の取得を奨励するとともに、職員の多能工化を図る。

(3) システムの円滑な運用等

現在、運用中の基幹システムについては、引き続き安定かつ円滑な運用に努める。

また、基幹システムの機器等について、令和8年11月末に予定している更改に加え、認可特定保険業における健全な財務状況の確保に必要な改修を確実に実施する。

(4) リモート環境の活用

円滑な事業運営を図るために整備したリモート環境を活用し、引き続き、オンラインによる理事会、実務研修会を開催するなど、柔軟な対応に努める。

(5) 法改正への対応等

令和7年4月に改正施行された認定法等への対応のため、関係規程等の整備を進める。

また、同時に改正された新たな公益法人会計基準とその運用指針については、3年間の経過期間中に新しい基準へ合わせた会計に円滑に移行できるよう、令和8年度に必要となる準備、対応を行う。